

計算書類に対する注記(法人全体用)

社会福祉法人 三重清暉会

令和3年度

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)
- ・リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
職員に対する賞与金支給に備えるため、職員の給与等に関する規定に基づく翌期の賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額に相当する金額を計上している。
- ・退職給付引当金
職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる累計資産計上額に相当する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している。
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会
要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点(社会福祉事業)
サービス区分は設けていない。
 - イ 志登茂保育園拠点(社会福祉事業)
サービス区分は設けていない。
 - ウ すばる児童館拠点(社会福祉事業)
サービス区分は設けていない。
 - エ みのり苑拠点(社会福祉事業)
サービス区分は設けていない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	52,240,000	0	0	52,240,000
建物	64,306,173	0	5,028,274	59,277,899
合計	116,546,173	0	5,028,274	111,517,899

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	295,941,243	236,663,344	59,277,899
建物	282,663	43,537	239,126
構築物	13,471,732	13,259,624	212,108
車輛運搬具	5,504,920	5,504,916	4
器具及び備品	30,264,896	22,784,931	7,479,965
合計	345,465,454	278,256,352	67,209,102

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
施設型給付費精算金	1,385,240	0	1,385,240
利用者負担額収納業務委託料	18,000	0	18,000
市補助金	1,446,137	0	1,446,137
事業費差額	4,463,770	0	4,463,770
県補助金	213,000	0	213,000
合計	7,526,147	0	7,526,147

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価格	時価	評価損益
三重県公募公債	10,000,000	10,000,000	0
合計	10,000,000	10,000,000	0

12. 関連当事者との取引内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(本部拠点区分用)

社会福祉法人 三重清暉会

令和3年度

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品 — 定額法
該当なし
・リース資産
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
・賞与引当金
該当なし
・退職給付引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(①))は作成していない。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため別紙3((⑩))は作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	282,663	43,537	239,126
合 計	282,663	43,537	239,126

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(志登茂保育園拠点区分用)

社会福祉法人 三重清暉会

令和3年度

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)
- ・リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
職員に対する賞与金支給に備えるため、職員の給与等に関する規定に基づく翌期の賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額に相当する金額を計上している。
- ・退職給付引当金
職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる累計資産計上額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している。
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会
要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 志登茂保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊶))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(㊶))は作成していない。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊷))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(㊷))は作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,620,000	610,000	0	28,230,000
建物	22,799,384	0	2,117,341	20,682,043
合計	50,419,384	610,000	2,117,341	48,912,043

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	106,066,400	85,384,357	20,682,043
構築物	11,527,400	11,527,389	11
車両運搬具	500,000	499,999	1
器具及び備品	11,792,854	10,613,454	1,179,400
合 計	129,886,654	108,025,199	21,861,455

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 (単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
施設型給付費精算金	1,385,240	0	1,385,240
利用者負担額収納業務委託費	18,000	0	18,000
市補助金	1,402,137	0	1,402,137
合 計	2,805,377	0	2,805,377

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(みのり苑拠点区分用)

社会福祉法人 三重清暉会

令和3年度

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

- ・リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
職員に対する賞与金支給に備えるため、職員の給与等に関する規定に基づく翌期の賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額に相当する金額を計上している。
- ・退職給付引当金
職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる累計資産計上額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している。
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会
要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)みのり苑拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2)拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(①))は作成していない。
- (3)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(⑩))は作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	24,620,000	0	0	24,620,000
建物	41,506,788	0	2,910,933	38,595,855
合計	66,126,788	0	2,910,933	63,215,855

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	164,227,843	125,631,988	38,595,855
構築物	248,400	248,399	1
車両運搬具	3,959,790	3,959,788	2
器具及び備品	8,901,003	6,258,101	2,642,902
合計	177,337,036	136,098,276	41,238,760

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 (単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業費差額	4,463,770	0	4,463,770
県補助金	213,000	0	213,000
合計	4,676,770	0	4,676,770

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。 (単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価格	時価	評価損益
三重県公募公債	10,000,000	10,000,000	0
合計	10,000,000	10,000,000	0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(すばる児童館拠点区分用)

社会福祉法人 三重清暉会

令和3年度

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

- ・リース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
職員に対する賞与金支給に備えるため、職員の給与等に関する規定に基づく翌期の賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額に相当する金額を計上している。
- ・退職給付引当金
職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる累計資産計上額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している。
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会
要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) すばる児童館拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(①))は作成していない。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
当拠点区分はサービス区分を設けていないため(別紙3(⑩))は作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	1	0	0	1
合計	1	0	0	1

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	25,647,000	25,646,999	1
構築物	1,695,932	1,483,836	212,096
車両運搬具	1,045,130	1,045,129	1
器具及び備品	9,571,039	5,913,376	3,657,663
合計	37,959,101	34,089,340	3,869,761

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 (単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
市補助金	44,000	0	44,000
合計	44,000	0	44,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし